

○他人の土地への立入り及び境界の決定に係る掲示について

（令和 8 年 6 月 5 日）
財 理 第 1 8 1 6 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

国有財産法施行令（昭和23年政令第246号。以下「令」という。）第19条の3第1項及び第19条の5に規定する公告の掲示について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

財務局長等（財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長をいう。）は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 31 条の 2 第 2 項の規定による公告をする場合にあっては令第 19 条の 3 第 1 項の規定に基づく公告の掲示と併せて財務事務所（令第 19 条の 3 第 1 項に規定する財務事務所をいう。以下同じ。）のホームページに当該公告の内容を掲載するものとし、法第 31 条の 4 第 5 項及び法第 31 条の 5 第 3 項の規定による公告をする場合にあっては令第 19 条の 5 の規定に基づく公告の掲示と併せて財務事務所のホームページに当該公告の内容を掲載するものとする。

なお、ホームページに公告の内容を掲載する場合は、プライバシー配慮の観点から適切な対策を講じた上で実施するものとする。